

# 郵政4・28反処分闘争は完全に勝利したぞ！ 名古屋さん、池田さん28年間ご苦勞様でした

4・28 反処分闘争勝利報告・長崎集会



2007年3月26日  
郵政労働者ユニオン九地本  
4・28をともに闘う長崎の会

「いま郵政に妖怪がでる

4・28 という妖怪である」

4・28 反処分闘争勝利報告、長崎祝勝会

日時:07年3月26日(月)18:30

場所:セントヒル長崎(長崎市筑後町)

参加費:1,000円。家族は500円。

祝勝会

- 1、開会 18:30
- 2、開会(司会)あいさつ、向井郵政労働者ユニオン書記長
- 2、主催者あいさつ、山本郵政労働者ユニオン委員長
- 3、原告あいさつ
  - 名古屋哲一(東京、八王子郵便局)
  - 池田 実(東京、赤羽根郵便局)
- 4、花束贈呈
- 5、乾杯 4・28 をともに闘う長崎の会、鈴木事務局長
- 6、懇談
- 7、各自の連帯あいさつ、自己紹介など。
  - 、国労原告団
  - 、原告団を支える会
  - 、新社会党
  - 、「ともに闘う会」の仲間たち
  - 、郵政労働者ユニオン各分会
- 8、記念撮影
- 9、閉会あいさつ、松江支部長
- 10、閉会 21:30(予定)

#### 4・28 闘争勝利報告、祝賀会。資料集の目次

1、4・28 祝勝会	2
2、4・28 勝利報告西日本連鎖集会の日程	3
2、連鎖集会九州行動予定表	4
3、4・28 アピール	5
4、職場復帰しました	6
5、「4・28 とともに闘う全国の会」からのお礼	7
6、28年の争議の最後を総仕上げしたい	8
7、3/26「4・28」勝利報告長崎集会に寄せて	11
8、資料	
、最高裁決定を受けて	15
、15年目の大逆転。高裁での勝利	22
、免職者一覧	26
9、編集後記	29

4・28反処分闘争勝利報告、連鎖集会					
日付	曜日	時刻	開催地	受け入れ地区	会場
3月24日	土	18:30	岡山北	郵政ユニオン岡山	KK高梁国際ホテル
3月25日	日	18:00	倉敷	郵倉労	倉敷労働会館
3月26日	月	18:30	長崎	郵政ユニオン長崎	セントヒル長崎
3月27日	火	19:00	福岡	ゼネラルユニオン	NPO共同事務所 びおとーぷ
3月28日	水	18:30	北九州	郵政ユニオン福岡	小倉北区生涯総合学習センター
3月29日	木	18:00	広島	郵政ユニオン中国	東区地域福祉センター
3月30日	金	18:30	東京	国鉄中央集会	日比谷野外音楽堂
3月31日	土	18:00	香川	郵政ユニオン四国	栗林山荘
4月1日	日	14:00	大阪	郵政ユニオン大阪	アビオ大阪
4月15日	日	13:00	浜松	郵政ユニオン東海	クリエイト浜松
4月28日	土	18:30	東京	郵政ユニオン東京	アジュール竹芝

## 4・28 連鎖九州行動予定

3/26	月	倉敷 - 長崎(原告は名古屋、池田。長崎市内は中島、松江が同行)
	7:48	倉敷発、
	11:54	長崎着
	12:10	1、日本労働運動の父、高野房太郎の生家(銀屋町)あと付近散策。
	12:30	2、長崎中郵職場訪問。
	13:00	3、郵政ユニオン訪問
	13:00	4、国労原告団と面会、長崎原告団3名対応。
	14:00	5、長船労組、西村卓司さんと面会。
	15:00	6、長崎地区労訪問。中島書記長と面会。
	15:40	7、長崎労金訪問。有田店長と面会。
	16:00	8、岡記念館、高実理事長訪問。
	15:00	9、永井隆博士墓参。トーマスグラバー墓参。
	18:30	10、報告会、セントヒル長崎。JR九州ホテルへ。 地区担当、中島(郵政ユニオン長崎)
3/27	火	長崎発 - 鹿児島 - 博多(原告は名古屋、池田。中島が同行)
	7:30	長崎発 - 鹿児島
	11:30	鹿児島着 1、国労鹿児島県本部訪問 2、内田郵政ユニオン委員長、松岡書記長(来鹿中)と合流 3、全通鹿児島、牟田さん訪問 4、全通鹿児島訪問
	15:45	鹿児島発
	18:09	博多着
	19:00	4、報告会、NPO共同事務所、ぴおとーぷ。ホテル。 地区担当、博多、川口英治(ゼネラルユニオン)。法華クラブ。
3/28	水	博多 - 大牟田 - 小倉(原告は名古屋、池田。中島が同行)
	9:30	1、全福郵労訪問(福岡中郵)
	11:00	博多 - 大牟田(博多11:10分 ~ 11:55分)
	12:00	2、大牟田 SOS(障害者応援センター)訪問。
	13:00	3、国労九州闘争団(大牟田)を訪問
	14:21	大牟田発
	15:40	小倉着
	16:00	4、ユニオン北九州訪問
	18:30	5、報告会、小倉北区生涯学習センター。ホテル 地区担当、見口要(郵政ユニオン福岡支部)
3/29	木	小倉 ~ 広島へ(原告は名古屋、池田。大分まで中島が同行)
	7:15	小倉発
	8:15	小竹着
	8:20	1、国労筑豊闘争団訪問
	9:40	小竹発
	11:18	中津着
	11:30	2、草の根の会と面会。
	12:45	3、松下竜一さん宅訪問、墓参。
	14:02	中津 - 広島、15:29 広島着
	18:00	4、広島報告会、東区地域区民福祉センター、JR ホテル。 地区担当、栗原(郵政ユニオン中国地本)

4・28アピール

## 4・28 反処分闘争勝利報告連鎖集会へ大結集を！

全国の郵政労働者のみなさん！

地域で4・28闘争を共に支えていただいた地域共闘の仲間みなさん！

4・28闘争に心をよせ、支援いただいていたすべての市民みなさん！

すでにご案内のように、去る2月13日最高裁から「郵政公社の上告受理を不受理」という決定が届き、4・28反処分闘争は、郵政省時代からの懲戒権の乱用が断罪され、原告らの職場復帰が確定し、歴史的な大勝利を勝ち取りました。



いうまでもなく、この勝利は、28年におよぶ原告らの闘いの勝利にとどまらず、支援者はいうまでもなく職場で呻吟するすべての郵政労働者の勝利です。私たち、郵政労働者ユニオンは、JPU労組(旧全通)が免職者を切り捨てるなか、「一人の首切りも許さない」という立場から、全力で4・28反処分闘争を支援し、共に闘ってきました。心からこの勝利を祝いたいと思います。

1979年4月28日、61名の首切りを含む8183名の不当処分以降、全通は郵政省との間で「10・28労使確認」を結び、坂道を転げ落ちるように労使協調主義路線へ舵を切りました。4・28処分はその後の国労つぶしの攻撃、総評解体に道を開き、今日の新自由主義的合理化を呼び込む上での最大の抵抗体としてある労働組合運動への、政治的大弾圧攻撃でした。その意味から今回の勝利は、今日不屈に闘いつづけている国労闘争団をはじめ、理不尽な解雇や雇い止めにさらされているすべての仲間たちを励まし、希望をさししめした輝かしい勝利といえます。

私たちは、この勝利を原告と共に祝い、次のたたかいに結びつけるために別記の通り、「4・28反処分闘争勝利報告西日本連鎖集会」を開催します。所属労組の違いを超え、地域共闘の皆さんも含め、ともに集会の大成功を勝ち取りたいと思います。

いま、郵政の職場は、79年当時とは異なり、「連合」労組が当局と一体で合理化を推進し、労務管理の一翼を担い、当局の支配機構に組み込まれています。そのようななかで新たに導入されている「人事・賃金制度」によって、中高年や罹病者に賃下げや自主的退職という名の解雇攻撃が強まっています。「民営化」を前にしての1万人近い勧奨退職者が、また去年の「降任・降格システム」の実施では、全国で69名の仲間たちが「強制退職」に追い込まれました。郵政による強権的な処分や解雇攻撃は、79年当時より悪質で強まってきているとさえいえます。

私たちは、今回の全国連鎖集会の成功を通じて、JPU(旧全通)と全郵政との組織統合に抗し、労働者の要求の実現をめざす郵政労働運動の大きな流れを共に創り出す決意をうち固めていきたいと思えます。何かとお忙しい最中ではありますが、上記の趣旨に賛同をいただき「報告集会」に多く仲間の皆さんの参加を心より訴えるものです。

2007年3月13日  
郵政労働者ユニオン中央本部

# 職場復帰しました

赤羽郵便局・池田実

「はい、郵便です」「ごろうさま」こんな光景が現実になるうとは。

三月一日、私は二八年ぶりに元職場、赤羽郵便局に復職した。二月一三日の最高裁決定で四・二八処分の無効が確定した翌日、郵便局に就労しに行ったが「待ってください」と「自宅待機」を言われ二月二六日の郵政公社東京支社の「説明会」で三月一日の復帰が確認されたのだ。

当日早朝、局前には赤羽局共に闘う会の仲間をはじめ争議団、電通労組、アタックジャパン、などの仲間がかけつけてくれた。来日中のフランス郵便労働者ケランさんも歴史的な瞬間に立ち会おうべく参加、熱いハグを交わす。八時一五分、「これから二八年ぶりの職場に戻ります。みなさんありがとう」とあいさつしたが、二八年目の夢の実現に思わず込み上げてくるものがあった。支援の仲間も、そしていつもは鉄面皮の管理者さえも目頭を押さえているではないか。八時二〇分、いよいよ通用口からみんなに手をふりながら入局する。



研修室に通され、総務の人からユニフォーム一式をもらう。寸法が違うかもしれないと試着してみる。何か本当の新社員のよう実感がわいてくる。二日間の局内研修のスケジュールを告げられ、いよいよ九時半から局長室での辞令交付式。局長室に入ると、いかつい顔をした局長と目を合わせる。向こうも緊張しているようだ。局長が「昭和五四年四月二八日付け懲戒免職処分は無効とされた」という局長名による三月一日付け辞令を読み上げる。局長が辞令を差し出そうとする瞬間、私は「何が一言ありませんか」と問う。一瞬たじろいだように見えた局長、「最高裁決定を厳正に受け止めます」と苦汁の表情で答えた。私は、「二八年間も違法な処分で生活を奪ったことに謝罪の言葉はないんですか。謝罪してください」と切り返すが局長は「ございません」と小さな声で答える。局長がとても小さく見えた瞬間だった。

午前の研修を終え、いよいよ午後1時半から集配営業課に行き、復職のあいさつ。課長「みなさん作業の手を止めて聞いてください」と私にあいさつを促す。「池田実と申します。二月一三日の最高裁決定により二八年ぶりにこの集配営業課に戻ることができました。当時二六歳、今五四歳となりましたが、まっさらな気持ちで精一杯仕事に励みますのでどうかよろしくお願ひします」と一気に話すと、期せずして八〇人あまりの職員、ゆうメイトから一斉に拍手がわき起こったのだ。二八年も経てば、顔見知りには数えるほどしかない課、ゆうメイトの若者、パートの女性など二八年ぶりの復帰男をどう見るか、正直心配でならなかった。冷やかな

反応が返ってくるのではと不安を抱えながらの復帰第一声だったが、はたして職場の仲間はみな暖かいまなざしで私を迎え入れてくれたのだった。拍手の直後、「赤羽局集配課、池田実様」の宛て名の2通のレタックスが手渡された。差し出し人は「四・二八大森の会」「四・二八蒲田の会」、感動的な復職式となった。

三日目からはいよいよ集配課に降りて、配達作業の見習いだ。二八年前は通常配達はずべて自転車だったが、今はバイク。でも私は自動二輪の免許を持ってない(普通免許はある)。最初はやはり昔のように自転車でやろうと思っていたのだが、実際の郵便物量(昔の三倍、四倍はある)を見てあっさり宗旨変え、原付き五〇CCバイクに挑戦することとなった。バイクなど乗ったことがない私、二日間乗車訓練、何とか走ることができるようになったのだが、今度は前と後ろに郵便物を積めての配達訓練。もう初日からこけた。さらに前輪がパンク、前途多難のスタートとなった。でも、みんなやさしく「あんまり無理しないように」と声をかけてくれる。でも私も一生懸命に昔の感覚を取り戻すべく奮闘、何とか二週目にはバイク配達のコツが会得できたような感じ。

仕事量は多く体はきつい、知らない人たちが暖かい声をかけてくれるので毎日が新鮮で楽し

いというのが実感。不安はあったが、実際に入ってみると職場のみんながやさしく、職場っていいなあと思う今日このごろだ。配達地域のみなさんから「郵便屋さん、ごくろうさま」とやさしい声をかけてもらおうと素直にうれしく思う。これから民营化され、職場環境はさらに激動するだろうが、こういう職場の仲間、地域のみなさんの中にいれば、私も生きていけるのでは、と思う。

この間、免職者の声をずっと載せていただいた『未来』、読者のみなさんのいろんな顔を思い浮かべながら書きつづけることによって、私は支えられ勉強してきました。今回、夢が実現したことで私の一つの役目も終わったと思います。今後は読者のみなさんからいただいた真心を、残り少ない労働人生に注いでいくべく、今回でひとまず筆を置かせていただくことにします。読者のみなさん、長い間、拙文におつきあいくださり、本当にありがとうございました。(池田実)

→

## 大勝利！郵政4・28最高裁決定出る

### ご報告とお礼 <4・28ネット事務局>

「歓喜の歌」をベートーヴェンが作曲したのは、この時の私たちのためにではないかと思えてきてしまうのです。昨日2月13日午後、最高裁から弁護士さんへの電話で、「郵政公社の上告受理申立を不受理＝却下」という決定が報告されました。

「本当なの?!」と喜び驚き半信半疑の仲間もいましたが、本日の朝刊などマスコミ報道を見れば、安心して100%喜びに浸ってよいことが明らかになります。

この国家による悪逆非道に対する大勝利は、4・28反処分の闘いに心を寄せてくれた全ての皆さんの大勝利だと思います。1979年4月28日の61人首切りを含む8183人全通組合員への不当処分、この時から28年間もの長さを支え続けてくれた皆さんに、心から感謝します。深謝します。激謝します。共に「歓喜の歌」に酔いたく思います。



17年も続いた全通労組潰し・差別・不当労働行為をやめ口と、2ヶ月にわたり全国の郵便局で「物溜め」闘争した事への4・28報復処分。以降の変節した全通(現JPU)本部による4・28免職者への裏切りと敵対、91年の組合からの排除。そして04年6月東京高裁の「原告7人全員の処分撤回・地位確認」という逆転大勝利判決。判決理由は、「闘争指導者は軽い処分で、指導された一般組合員は重い首切り処分」という子供にでも解る理不尽が、理不尽に過ぎるとしたもので、また理不尽にも、この理不尽を理不尽だと最終決定するまでに28年間も費やしたのです。

\*

\*

\*

今回の私たちの勝利は、国家機関である郵政公社の敗北であると同時に、当局に膝を屈して免職者を切り捨てた全通(現JPU)本部の敗北でもあります。4・28処分は、政府自民党による政治処分でもあり、全通をツブし、国労をツブし、総評をツブして、その後政界再編を経て、「戦争と弱肉強食と儲け主義」の社会へという深謀を背景にしていました。

「権利の全通」は見事にツブレましたが、この深謀からすれば「在ってはならない」はずの、郵政ユニオンなど郵政現場の仲間、全労協など地域の仲間、国鉄闘争や東京総行動等々、実に様々な「在ってはならない」人々の努力が、今日の最高裁決定をたぐり寄せたのだと考えます。本当にありがとうございます。

儲け主義へと突き進む本年10月の「郵政民営化」を目前にした最高裁決定。この「在ってはならない」4・28大勝利決定を、「戦争と弱肉強食と儲け主義」に風穴を開けていくものへ活かされればと思います。

今後も、職場復帰に関する当局との交渉や謝罪要求など、最後の総仕上げの闘いも控えていま

す。2・16東京総行動では、13時10分から郵政公社へ赴きます。引き続きご支援連帯をお願い致します。

とりあえずのご報告とお礼を述べさせていただきました。

2007年2月14日

# 28年の争議の最後を 総仕上げをしたい

07.3.21

名古屋哲一（郵政4・28 ネット、免職者）

首切りから四半世紀を越えての28年目、「原告7人全員の原職復帰」の大勝利が2月13日最高裁決定<第三小法廷、5人裁判官全員一致>で確定した。郵政4・28反処分闘争28年間分まとめての大喜び、28年間もの間支援連帯してくれた人々の多様さ、この人々すべてにとっての勝利、この人々すべてに連なる大喜びの輪、28年間分まとめての大感謝、どうもありがとうございます。

\* \* \*

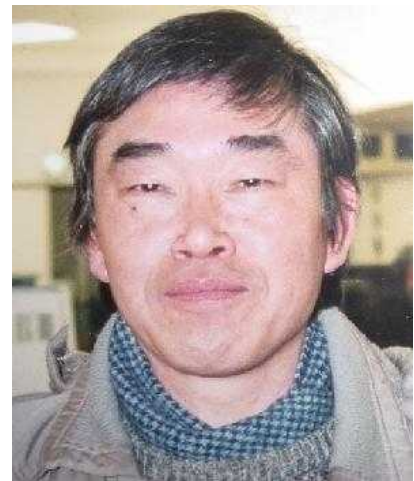
国家の不当労働行為による首切り、所属大労組執行部の変節と敵対、背景には労戦再編という政府自民党の目論み、分割民営化という公共性否定と国有財産ドロボウ、これらにより、新しい社会的労働運動へ向け自立自闘の歩みを始めたこと。そして、江見弘武裁判官の「キーマン」的介入と、労組への弾圧なのに労組執行部責任ではなく組合員各個人の活動責任を問い、しかも極刑を科すという理不尽さの極致へのアンチ。

今述べたのは、郵政4・28闘争についてだと思った人も多いただろうが、それはハズレであって、国鉄1047名解雇撤回闘争についての記述というのが正解だ。ただ、「分割民営化」を「民営分社化」に変えさえすれば、4・28闘争の記述になる。似たもの同士の両者は手を取り合って進んできた。国鉄闘争へも、大感謝だ。

\* \* \*

4・28闘争のそもそもの起源・最深の根っこは、1962年に「反動と言われて一人前」と管理者に指令を発して、郵政マル生という合理化・生産運動のための組合ツブシ・人権否定差別攻撃を始めた地点にある。それ故「17年間の怨念」をかけた、全通20万人反マル生越年闘争が、1978年12月から約2ヶ月間も、全国の郵便局で「物ダメ闘争」として闘われることになった。

民間大労組を弾圧しおとなしくさせた政府は、次に官公労を襲った。1970年代初頭の官公労へのマル生攻撃で、全電通は「敗北」、国労は「勝利（現場協議制度などにより職場主導権を保持したがその成果を地域民間労働者へ波及させることなく、1973年ストでの上尾暴動に見舞われた）」、全通は「半分勝利半分敗北」をした。いずれも企業内労働組合の弱点を抱えたままだった。



決着がつかなかった全通は、その後も職場闘争が日常化し続行されていき、活動家も育成され続けた。全通は「東京タワーだ」と比喻され、下はしっかりしているが上は左右にぐらぐら揺れ動いていた。それ故に、4・28処分は、しっかりしている現場を集中狙い打ちにしたのだった。

そして1970年代の終わりに、全通反マル生越年闘争へと至った。この闘いに対する58人の懲戒免職を含む8183人への4・28報復処分、これはそれまでの「民同的妥協の余地」も許さず、国家が本気になって弾圧するという政治的な大量処分だった。

そして全通（04年6月よりJPU、今年07年10月郵政民営化前に二組・全郵政との合併予定）本部による変節・裏切りと91年免職者の組合追放（98年最高裁は「免職者の組合員権剥奪は違法」と決定を下した）、本部の変質は、4・28処分からわずか半年後に「10・28労資協調確認」を、現場無視で当局と結んだ時から既に始まっていた。

このことに負けず4・28反処分闘争は自立自闘の歩みを続けてこれた。ボクたち4・28ネットは、免職者全員の統一と職場復帰を目指して活動を続けてこれた。今日の「日本郵政公社の上訴却下」という最高裁勝利は、実に様々な支援の人々のおかげだった。

\* \* \*

4・28処分は、郵政省がというよりも、政府自民党が音頭をとっての当時の新処分政策だった。「全国闘争を指導した役員には軽い、指導された現場組合員には重い首切り処分」で現場組合員に恐怖をまき散らした。このあまりにも理不尽さ一点により、04年6月30日、江見弘武・東京高裁判長は、「重大且つ明白に」不法な「処分裁量権の逸脱」と判決を書いたのだった。さらに、提訴時効無しの「処分の無効確認訴訟」も認め、原告以外の免職者にも「再提訴＝職場復帰」の道を開いた。

だが江見裁判長は、「反動と呼ばれて一人前」どころではない「10人前の反動」と呼ばれてもおかしくはない人だった。彼は、やはり理不尽極まりない国鉄1047人首切り新々方式作り（国鉄改革法第23条）に加わった裁判官だった・・・ついでに言うと、最高裁第三小法廷那須弘平裁判長も「ウルトラ反動（日の丸君が代強制）」の人だった。



国鉄闘争による「江見裁判長糾弾」キャンペーンが、彼を追い詰めた。追い詰められた彼からすれば、「国鉄からJRへと別組織にする際の首切りは合法」との国労ツブシの新々首切り方式の方が、全通ツブシの4・28新方式よりも優れている、労働法体系逸脱に関して言い逃れがしやすい優位性

を持つと、叫びたかったのかもしれない。総評最後の全国的大衆闘争でもあった全通反マル生越年闘争、これ以降大労組による大闘争はなく、従って4・28新方式の首切りもないのに比して、江見裁判長ご自慢の新々首切り方式は、1987年国鉄分割民営化以降、民間でのリストラなどにも応用され大流行だ。

だが、国家が発明した新首切り方式と新々首切り方式の2つの内、既に1つは頓挫した。あまりにも理不尽を「あまりにも理不尽だ」と言い続けるものがありさえすれば、それがたとえ国家の理不尽であっても、通用し続けることはできない。逆に、同じ江見裁判長が、「組合指導責任ではなく組合員の個人責任を問責」という問題に180度異なる判断を下した理不尽さが、浮き彫りになってしまったのだ。

\* \* \*

同じ国家による不当労働行為首切りでも、4・28処分は戦後55年体制下で発動され、国鉄1047名解雇は新自由主義グローバリズム時代の幕開けも兼ねて発動された。

そして今、新自由主義の矛盾がここここで噴き出している時にだされた最高裁勝利決定は、客観的に、弱肉強食の新自由主義へ一撃を与えるものとしての意味をもつ。国鉄闘争のみならず、ナショナルセンター所属の別を越えてのすべての労働者・・・ワーキングプアとか不払い残業代法案とかセーフティーネット崩壊とかにより生存権さえも脅かされる至ったすべての労働者の「NO!」が、この一撃に込められている。

4・28政治処分は、労戦再編（全通ツブシ～国労ツブシ～総評ツブシ）という国家の思惑によるもので、それは政界再編を経て、現在の新自由主義・改憲・格差社会へ至った。

それにしても、「権利の全通」から「連合全通（JPU）」へと変質し免職者を切り捨てた本部の誤りと卑劣さ（98年最高裁は「組合員資格剥奪は違法」との決定を下し、全通本部は赤っ恥

をかき、今また、全郵政の求めに応じて「謝罪文」とも言える赤っ恥回答をして、10月郵政民営化前までに二組合併を実現すると猛進している。2000年四党合意問題で1047名を切り捨てようとした国労本部の誤りと卑劣さ・・・あまりにも情けなく衰退した戦後労働運動とは何だったのか、深刻な総括論議が求められている。

4・28処分から半年後の「10・28労資協調確認」、マル生容認へ転じた全通本部は、それから半年後には「4・28免職者の再配置（強制配転）」を打ち出し、4・28係争事案はまだ維持しつつも反処分闘争の解体へ向け突っ走りだした。「再配置」に最後まで反対し続けたボクには、本部から「自宅待機命令」や「犠牲者救済制度による生活給は打ち切り」などのイジメがなされ、当初「再配置」への賛成者は誰もいなかったにもかかわらず、全通一家主義による「職場八部」態勢が瞬く間に広がっていった。

「犠牲者救済制度」は両刃の刃だった。この決定権を握る本部は免職者の生殺与奪の権を握り続けた。国労闘争団が早くから自主生産・村起こしなどの自立的活動を始めたのとは異なった。

合理化施策に協力する全通本部と現場との攻防は10年近く続いたが、一般組合員よりも現場活動家の変わり身の方が早く「物言えば唇寂し」の職場が出現し、当局をバックボーンとする本部の勝利となった。19

89年「連合全通」となり、90年に「自民党のボス金丸氏と社会党のボス田辺氏とのボス交が成立したから4・28提訴を取り下げろ。郵政省採用試験に受験すれば受かることになっている」と免職者に指令、この嘘と騙しを詫びることのないまま、91年6月、免職者の全通からの首切りを行ったのだった。

しっかりしていたはずの下部も、「職場では社会党、家（地域）に帰れば自民党」といわれる実態も見られた。組合組織は、組合員一人一人の自立・要求を基礎にした団結というよりも、幹部請負のピラミッド型だった。現場首切りの4・28処分によってのみ現場は縮みこんだわけではない。現場組合員にはどこからも別の選択肢・指針が提示されなかった。伝家の宝刀「年賀飛ばし」の反マル生越年闘争でも成果を得られなかった情況、これに対し「来年も今年を上回る越年闘争」との思いだけで、他の戦略構想を打ち出せなかったボくら活動家集団の限界もあったのだ。

\* \* \*

法定内の争いについては、人事院闘争から一審・二審・最高裁までの経緯、高裁法定内での郵政当局の反論ゼロというだらしなさ、全通弁護団と新弁護団の法廷戦術と奮闘、極めて稀な時効無しの「処分の無効確認裁判」勝利（7人原告以外の「58人免職者」への波及可能性）集団的労使関係の争議には冷たく個人個人の救済はフォローせざるをえない労働政策の流れ（支配勢力内の混乱と分岐、司法の反動化と目に余るモラルハザード社会の崩壊）、戦前からの公務員タガハメ「処分裁量権」の見直し傾向、裁判判定における政治的判断の介入度合い（全通労組ツプシという主目的達成済みと、新労組結成など闘いを止めない少数勢力の健在）等々についての論議が、今後なされていく必要があるだろう。

\* \* \*

4・28闘争は恵まれた争議だ。信頼・安心の支援が常にいた。敵の全国性的に対して「伝送便（郵政全協）」運動など味方の全国性が作られていた。郵政当局があまりにもものムチャを休むことなく続けているために、郵政職場で争議・係争事件が絶えることはなかった。全通からの免職者首切り直後に結成された郵政全労協（現郵政ユニオン）は、非常勤・下請け労働者の組織化や、公共性を破壊する民営化に抗して対案戦略を対置するなど、「権利の全通」でも踏み込むことのなかった課題に挑戦し、国際連帯・社会的労働運動にも取り組んでいる。

反処分活動を続け広げられることができたのは、「内ゲバ主義」勢力と強固な一線を画した方針に因るところも大きい。「裁判に関することのみは原告団一致で統一して、運動はそれぞれの独自性を尊重して別個に」という原則を、打破させなかった。最も幅広い統一戦線を志向するためには、最狭の統一戦線でも破壊してしまう「内ゲバ主義」を一掃せねばならない。

国家機関に対する勝利、しかも国と大労組コミでの弾圧に抗しての勝利。どんなに酷い仕打ちをしても自立自闘を続けることに、敵は驚き、格差社会の矛盾噴出と10月郵政民営化を目前に、不本意でも集結を急がざるを得なかったのかもしれない。

闘争継続を可能にしたのは、郵政ユニオンや反全通本部の現場の仲間など、多くの努力によって結成された「在ってよかった」全労協など地域の仲間、国鉄闘争や東京総行動や労働情報等々、



これらの人々は、4・28処分が目論んだ労戦再編からすれば「在ってはならない」人々だった。同じく、「赤羽局共に闘う会」や以前の「八王子N君を守る会」など各地での「支える会」運動、ビデオ「郵政クビ切り物語」制作やピースサイクルを含む諸運動や署名活動や連続講座や全国行脚連鎖集会等に取り組んでくれた人々、さらに物販活動を支えてくれた仲間・購入者・そして業者さん、そして今は亡き友も含む友人・知人たちや親愛なる家族たち等々、数え上げたらきりが無い28年間の人々の暖かさだった。

暖かさにありがとう。そしてこの勝利が、国鉄闘争をはじめ今後の様々な運動に活かせてもらえればと願っている。

\* \* \*

3月21日現在、「争議解決交渉プロジェクト」会議開催や、郵政ユニオンによる3月19日団交要求書提出（新規加入を含む元原告3人組合員の権利回復）や、3・30東京総行動での郵政公社抗議申入れなど、早期解決に向けて最後の奮闘中だ。

既に4人が「原局原職」での「初出勤」を経験済みだが（3人は原職復帰手続き時に3月末退職手続き）未だ郵政公社は解決交渉の場をもとんとすらししていない。2月26日に東京支社による、質問にも答えられない「説明会」で一方的な指示をただけでホッカムリをしようとしている。「明白且つ重大な違法行為」を28年間も続け苦痛を強い続けたのに謝罪はナシ、社会保健関係と同様に復帰後の賃金もバックペイも「計算中で金額は解らない」「地方在住で家族介護を抱えていても東京原局での勤務以外は認めない」など、非常識と理不尽と反動を続けている。



い。

3月24日～4月1日の「西日本連鎖お礼報告集会」等、4月28日の4・28ネット、郵政ユニオン、伝送便共催の「祝！4・28勝利、お礼と報告の集い（18時半：アジュール竹芝）」など楽しい活動満載の中でも、美酒におぼれきってしまうことなく、28年間争議の最後の総仕上げを、キッチリとやりとげた

# いま郵政に妖怪が出る 4・28という妖怪である

## 4・28勝利報告西日本連鎖長崎集会によせて

2007年3月26日

郵政労働者ユニオン九州地方本部  
郵政4・28をと共に闘う長崎の会

### 1、前史

日本労働運動の歴史は国・資本家・企業による弾圧との闘いであった。結論だけを言えば、日本の資本家・国家は労働者とは妥協をしない！これが歴史の原則である。1897（明治30）年に日本の労働組合は産声を上げるが、以来110年間、この攻防は連綿と続く。戦前の労働運動は最終的に侵略戦争の国家体制に組み込まれ、体制翼賛、戦争遂行の産業報国会として窒息死させられた。

1945年、日本は戦争に敗れ、それから12年間、連合軍（GHQ）の統治支配を受ける。GHQの統治政策は民主化（労働組合の育成）であり、産別会議ができる。しかし、直後に起きる朝鮮戦争で、この民主化政策は一転する。反共防衛が日本の国是と変わり、GHQの指令により、第一次のレッドパージが行われ、官民を問わず、一万人の共産党員らが追放される。産別会議が分裂し、総評ができる。主力は朝鮮戦争支持の民主化同盟（民同）であったが、この総評は「ニワトリからアヒル」に生まれ変わり、朝鮮戦争反対、全面講和を掲げ、反共路線と決別する。この旗を振

ったのがのちに民同三羽烏と称された国労の岩井章、全逋の宝樹、合化労連の太田馨、日教組の幹部らであった。60年代、日本最大の争議、三池闘争と60年安保闘争が闘われ、総評は「昔陸軍、いま総評」といわれるくらいの絶大な組織へと成長する。

## 2、60年代から70年代へ

この時期の労働運動は官公労がけん引車であり、その中心は国労、全逋であった。そしてその基本姿勢は、反合理化・社会主義が合言葉であり、方向は「それいけどんどん」であった。職場の主人公は労働者であり、労働者は「明日は我がもの」という自信に満ちていた。職場では日々、差別と弾圧が続くが、しかし活動家の受け止めは「処分は労働者の勲章だ」という立場で、「差別されこそ全逋」と胸を張った。処分は武士の刀傷、これが当時の官公労・全逋労働者の普通の感覚であった。しかし、だからこそ、国や資本家は、この官公労をつぶすことが労働政策の中心課題となっていく。

60年代の日本の労働運動は、また、おりから世界の社会主義の優位性という追い風を受けた。労働組合は社会主義革命の学校であり、活動家は革命家たれと檄が飛び、一切の保守的な価値観が否定され、非日常的な生き方が推奨された。結果的に現場では、一生ヒラ職員で差別などははねかえすぞ！という意識が、組織の原点となった。差別も処分も怖くないという労働者が増えることほど、相手にとって怖いものはない。つぎの攻撃の手段がないのだから。階級的思想性が輝いていたころだ。



一方、国の官公労攻撃は、違法ストの労組は解体の対象として続く。それと同時に、民間組合への弾圧と抱き込みも強まる。背景には世界の労働運動が、世界労連と国際自由労連に分裂したことによる。日本でも50年代からアメリカ型の労働運動を目指す、鉄鋼労連をはじめとしたJC(金属労連)の流れが出てくる。総評・官公労の流れと、同盟・JCの対立、運動的に言えば、総評がめざす「スト権奪還、反マル生」運動と、同盟運動の「生産性向上至上主義」の二大対立がそれである。この郵政版が全逋対全郵政の対立であり、国鉄内の国労と鉄労の対立である。

## 3、左派のかけり

この状況に当時、決定的影響を与えた事件がいくつかある。

世界的に言えば、50年代のスターリン批判に始まる民主化と世界の共産主義運動の混乱である。また国内的に言えば、70年代当初、打倒民同を目指した新左翼の70年安保闘争が、うちゲバと連合赤軍事件で大衆の支持を失い、急激に衰退する。また72年の動労の順法闘争への乗客の反乱＝上尾暴動でまた支持を失う。一方、総評・民同がかかげたスト権奪還闘争が75年のスト権ストで実現しなかったことと、77年のスト禁止合憲、刑事罰も可とした名古屋中郵最高裁判決で敗北した。総評・官公労派のスト権奪還闘争で日本労働運動の首座を握り続けるという意図は、戦術でも法的にも敗北し、次第に力を失う。また一方、社会主義協会系の現場活動家が基本戦術とした反合理化闘争＝抵抗路線にもかげりが見え始める。「反合理化は会社倒産運動である」という批判に、左派は正しく反論できなかつたし、郵政は80年代に入り、抵抗闘争を標的に分限免職という新たな攻撃を加えたからだ。

## 4、反マル生越年闘争

このようななか、長い対立の天王山闘争として、全逋の78年末の反マル生闘争が闘われる。この闘いを指揮した民同派は、この闘いが全逋労組存続の生命線ととらえ、また日本労働運動の主導権争いもふくめ、まきかえしの意志が強く働いた、まさに乾坤一擲の闘いであった。この闘いを担ったのは現場活動家の「怨念の17年」という意識である。しかしこの現場の力は、指導部の迷惑をはるかに超えていた。あつという間に闘いは全国的に爆発する。全逋本部は解決の出口を探れず、年末の刻限に追われ、緊迫する。いくら全逋が戦闘的だとしても、正月に年賀が届かないという闘いは誰もが経験したことがない「聖域」だった。

しかし、時間は必ず動く。本部はついに「越年」という「伝家の宝刀」を抜かざるを得ない。民同の獲得目標は「労組延命」の手形であったが、労働者の目的は差別の撤廃、人権回復という具体的課題であった。全逋解体・全郵政擁護の基本路線を譲れない郵政にとって、「差別撤回」は自らの心臓部に切り込む全逋の刃であり、受け止められず、敵も後退できない状況下にあった。

労使双方にとって、この場外乱闘的な越年闘争は（挑発説もあるが）「やらせて叩く」舞台を用意した。

しかし、越年という武器は年を越せば「伝家の宝刀」たりえない。越年の宝刀は大晦日の「焼き」があるから宝刀たりえても、元日がきてしまえば、その「焼き」は消滅する。まさになまくら刀となってしまう、全通は次を失う。元日、配達されなかった年賀状の山と国民の怒りが、郵政労使の前に残った。お年玉はがきの抽選が一月末にずれ込むという異常な事態は、全通の闘いへの反発として、いわば郵政版、第二の上尾暴動的な国民世論となる。これを背景に、国と郵政、自民党は次第に報復攻撃のレベルを上げ、4・28大量処分へと水は流れる。

## 5、第二のレッドパーズ

日本の戦後史を見れば、その転換にはいつもレッドパーズがある。50年代、国の労働政策は第一次レッドパーズ＝産別解体・民同育成だったが、これは80年代に転換され、同盟育成・民同排除の時代とかわる。

郵政のストライキと処分という報復の連鎖は、専従幹部の解雇では終わらない。もともと企業離籍を目指した者の首を切っても、労組は痛くもかゆくもないのだから。敵の狙いは、官公労内部にある日本型特殊社民がもつ社会主義的・抵抗意識の一扫。全通・国労・官公労つぶし、総評・社会党解体であった。したがって敵から見るならば、免職は現場の若手党派活動家でなければならなかったのであり、58名の選抜処分はまさに正鵠を得ていた。名古屋、池田両君らは時代の潮目に、組織逃亡の時間稼ぎのために作られた防波堤に「生き埋め」にされた人柱だったのだ。そして58名の人質で組織延命を許された全通は、敵の意図を従順に理解し、敵の思惑通りに道を歩み、協調主義にはいる。その意味ではこの4・28こそ、戦後労働運動

の第2のレッドパーズであり、歴史転換点の機軸であったのである。

## 6、権利の全通の終わりと異議申し立て

この4・28処分の結果、全通は白旗を揚げ、10・28協調路線にはいる。そして12年後、4・28反処分闘争すら放棄する。これは協調路線の僕（しもべ）たる証の踏み絵とされ、全通は原告らを機動隊＝国の権力をかりて切り捨てる。戦後労働運動の最大の歩兵を抱える突撃隊＝「権利の全通」の終わりでもあった。

しかし、ここでありえないことが起きる。4・28反処分闘争終結の全通全国大会決定にもかかわらず、4・28被免職者の11名が手を上げ、闘いが継続される。大会決定に反する行動を「団結がすべて」とする総評労働者がとるはずがない。これが当時の常識だった。しかし、違った。彼ら原告らの意識は総評をこのとき越えたのだと思う。だが、闘いは彼ら11名原告（最後は7名）の犠牲のうえに維持されたが、一般には、希望の光を消さないための少数者の「抵抗と存在」のための異議申し立てほどにしか認識されなかった。誰もが、争議行為を行った当該の首切り取り消し裁判で、しかも国を相手にした闘いに勝るとは思えなかったからである。

## 7、第三、第四のレッドパーズ

いま日本は新自由主義時代だ。国民・労働者保護の規制緩和が進み、すべてを市場原理にゆだねる政策が声高に叫ばれる。国営企業の民営化が進み、労働運動はそれとの協調の時代である。

この間の象徴的な事案は、87年の国鉄分割民営化であったし、89年の総評解体・連合発足、そして1995年の社会党の解体であった。労働界の再編と政界の再編であり、保守派の言葉でいえば、国の改革と戦後体制の転換であった。79年4・28処分のころ、国が目指した全通と官公労の消滅は現実化した。国労は1047名の解雇問題を抱え、闘う労組の姿は見えない。国と（郵政、国鉄）資本家の目的は達せられたのである。

50年代「民主化」の言葉で共産党が追放され、80年代に「改革」の言葉で、総評・社会党がパーズをされた。そしていま、「公務員は法律遵守義務がある」という言葉で、日の丸や君が代を理由に、教組内部の反対派や、自治労の闘う労働者が次々にパーズされている。第三のパーズが87年の国労解雇だとするなら、今の攻撃は第四のレッドパーズであり、それはまた新たな時代の変わり目にあるという現代の証明でもある。

## 8、再び「前へ」

そして4・28処分から28年が、さらに全通の切捨てから16年の時間が流れた。

2月13日、最高裁は2004年の東京高裁の判決、処分の取り消しを支持し、郵政の上訴を不受理とする決定を下した。勝利の原因は処分者の選抜の不合理性による。4・28の超法規的な弾圧の実態に、裁判所が「『超』は違法だよ」と指摘したに過ぎないが、4・28の反処分闘争は勝ったのである。

勝利の美酒はうまい。しかし、喜びの一瞬は過ぎた。現在に戻ろう。原告7名にとって勝利は現実であり、記憶は永遠であろうが、こと、弾圧をされた労働組合は復権することはいまやない。いや、勝利を歓迎すらない彼岸に、日本最大の歩兵集団＝旧全通（現 JPU）はいるのだ。マルクスの共産党宣言になぞえていうなら、「郵政に妖怪がでる。4・28という妖怪である」ということになる。4・28の解雇者が現代に生き返り、全通の闘争放棄に抵抗を続けた反マル生の生き証人が、赤旗を揚げたのである。協調主義を選択し、敵の軍門に下った人たちから見るなら、妖怪といわずしていかなる驚きの言葉があろう。国策に抵抗した確信犯の復権は、ありえないはずだが、起きた。処分取り消しは野に虎を放つことにもつながらかねない。しかし、これは現実なのである。だが歴史の歯車はまだ逆転してはいない。闘いの成果としては、防波堤に生き埋めにされた原告を助け出しただけなのである。堤防を取っ払って潮の流れを変えなければならない。

こうした長い経過を踏まえ、この4・28の戦後処理が始まる。歴史は勝利者によって書かれるという史実に従えば、4・28の原告が長い報告論文を書かねばなるまい。原告には28年を一筋に思い続け、闘うという意味があったし、その責任もまたある。まさに戦後日本の労働運動の中で、左派が息の根を止められる瞬間に、原告らが「私は闘う」という意思表示をし、多くの活動家たちと運動を組織してきたのだから。その任務に原告個人という強い縛りはないが、ともに闘ってきた人もふくめ、この勝利をどう整理するかは、多かれ少なかれ存在し、原告はその最大の役目を負う。非日常を28年間継続した原告と、その支援者たちはひとたびの休息を経たら、再び「前へ」なのである。



## 9、新たな組織と運動へ

この30年間で日本も、そして労働運動も変わった。90年代、総評・社会党派から、社会民主主義労働運動派＝連合に転換した。この組織は国、資本家、企業と「運命共同体」の共通認識を持ち、運動は協調主義をとる。新自由主義という新たな世界資本の競争再編のときに生まれた国益優先、資本の利益保護の方針を掲げる、新たな国家主義的労働運動である。日本資本が世界と競争をするために、労働者を取り込んだ新たな民族主義なのである。戦前に労組が選択した国家体制擁護の産業報国会と全く同じスタンスを持つ、本質は労働組合とは呼べない組織なのである。それはだから労働運動上のたんなる路線の違いではなく、この組織の主導権を握れば変革できるというほどの差でもない。世界第2位の経済力を守るためにできた応援団、相手から見ると侵略の加担者としての加害の組織なのである。戦前のそれといかほどの違いがあるのか。

多数派は国策賛成者であり、反対派はごく少数者だ。しかしその多数派も国民全体から見ると少数派で組織率は18%に落ちた。労働組合自体が国民の支持を受けていないのである。国の構造が変わり、労働力の移動がおき、多くが非正規労働者になったとき、本工が自分の要求と権利防衛のみに走っていると見られ、労組はつぎの時代の扉を開く主要な担い手としての位置を喪失したのだ。彼らの支持はいまや連合労組にはなく、100年前のギルド組織の凋落が目に見えよう。

左派とて同じだ。活動家は総評時代の大労組主義意識は捨てなければならない。高給を食み、既得権に守られ、国と企業に保護され、本工として、また労組専従者として運動と政治組織を握る連合のトップたちと、同じ道を奪い合っても、格差社会の底で苦しみ、日々を生きる人から見ると、同じ支配者に見えよう。いまいくらこの方式の網を討っても成果は上がらない。左派活動家というかつての金看板は鉛なのだ。次世代を事実上担う非正規労働者＝労働者の原点に立ち返り、彼らとの共同の組織と運動がいま必要であり、そのためには自ら身につけている「贅肉」を捨てる覚悟が必要だ。なぜなら、彼らのいまは、私たち本工の明日であり、非正規者の復権なしに、本工もまたないのである。そういう労働組合の基本認識が私たちに求められている。

## 10、国鉄闘争と4・28

87年から続く国鉄闘争が大事な局面下にあるとき、この4・28勝利決定が出た。運命といわざるをえない。この二つをあわせて整理が必要である。国鉄の闘争団はいま解雇20年目の決着を求めているが、厳しい現実是不変である。しかしこの国鉄闘争に4・28は大事な教訓を残した。それは全通労組の制裁をはねかえし、組織を離れて闘って勝ったという事実である。闘いは労組の組織決定=指示であったが、反処分闘争は個人であるという、ねじれた、労組から見れば、ありえない闘争形態で勝てたことである。いま国労は四党合意路線の破綻以降、迷走を続け、一時は鉄建公団訴訟原告団の排除をめざした。しかし原告団は屈せず、闘いの道を選択した。その結果が9・15判決である。国鉄改革=解雇には不当労働行為があったとする勝利判決である。これは地裁判決にしか過ぎないが、国労本部の闘いでは勝ち取れなかったものである。原告が少数ながら



必死で闘えば、勝てる時もあるという意味で、意義深い成果と思う。4・28はその先の展望を少し垣間見せた。いま日本の活動家のなかには、裁判は上に行けば負けるという敗北主義が支配している。99,9%はそうだろうから事実と思う。しかし、0,1%でも夢をかけて闘うことの大切さを、4・28は示した。国労原告団との4・28の勝利の出会いは、日本労働運動の転換点に必要な課題である。

## 11、全国連鎖報告会の成功を

反転から攻勢へ。その第一歩が、原告らによる全国勝利報告連鎖集会開催であり、各地の関係諸団体、個人へのお礼と報告周りなのである。長崎集会や各地の報告会と九州3日間の原告のお礼周りの旅は、その重い責任を背負っている大事な仕事だ。日本労働運動が協調主義に転換した鍵が4・28処分ならば、その渦に巻き込まれ、人生を半分失いかけた当該が、自力で地獄の底から這い上がって逆転勝利をしたそのときが、日本労働運動の反転攻勢のターニングポイントであり、鍵は原告が握っている。

そのために、原告は駆け足ながら3日間での九州一周をめざし、多くの仲間の闘いと交流し、「闘えば勝つ」というアピールを、夢でなく、現実的に語ることに、これが、旅の目的であり、「ロシナンテいざ!」なのである。

最後になるが、この九州の旅を長崎から始めることができたことと、この闘いに遠くからではあるが、いくばくかかかわれたことを、限りない荣誉と心に永く記したい。本日ここに集まられたすべての人に、喜びと、感謝を。  
2007/3/26 (4・28をともに闘う長崎ネットワーク)

# あきらめない人生に学び 原告団をたたえる

郵政ユニオン・長崎  
中島 義雄

## 1、最高裁で勝つ。

2月13日、最高裁第3小法廷(那須弘平裁判長以下5名)は4・28処分取り消し、解雇無効裁判で、原告勝訴の高裁判決を支持し、郵政の上诉を不受理とする決定を出した。そもそも上告不受理とはなにか。決定では高裁判決を不服としての郵政の申告に、「民事訴訟法第318条1項により不受理」としている。高裁判決は処分取り消しであった。最高裁は上告書が出たとき、憲法判断と最高裁判例違反の事案がある場合のみ受理となっている。だから不受理とはこれに当たらないとされた結果で、高裁での勝利が確定したわけである。

これにより、1979年4月28日の免職から28年間闘ってきた7名の被免職者は処分取り消し

を勝ち取り、近く郵政の職場へ復帰する。私はすばらしいことだと原告団を称えたいし、これに学ぼうと思う。

## 2、戦後日本の労働運動

この免職事件の発端は、戦後日本労働運動でも国鉄闘争に告ぐ主要な意味を持つ闘いであり、勝利の意義は歴史的にもきわめて大きい。

思えば、戦後の日本労働運動は JHQ の命令を受けた民主化の目的を持って結成されるが、しかし日米の国家権力と資本は、すぐ始まる朝鮮戦争とともに、社会主義の防波堤としての日本の国家体制 = 反共産主義を民主化より優先する。組合は社会主義をめざす勢力とされ、弱体化攻撃が続き、その基本的権利を奪われる。国労、全通は労働基本三権の団結権、団交権、争議（ストライキ）権獲得のために闘うが、同時に国側の攻撃も激しく、組織も動揺し、組織防衛が闘いの中心となる。国鉄、郵政は「生産性向上運動」と称して、労働者を差別、選別し、あらゆる攻撃をかける。そのときの国側の秘密指導文書にマル秘と刻印されていたことから、労組はその攻撃に反対する闘いを反マル生闘争と呼んだ。

## 3、越年反マル生闘争の起こり

おりからスト権奪還闘争は争議行為を禁止されているなか、時間内職場集会として続くが、役員に解雇者が出る。そして解雇者 = 非職員は組合役員になれないという法律をたてに国側は団体交渉すら拒否する。国労は闘いを挑むが敗北し、解雇三役を変えたが、全通は一年半闘い続け、現行解雇者の三役のまま、団交権を獲得する。しかし、1977 年、最高裁は名古屋中央郵便局裁判で、公務員のストライキの禁止は憲法違反に当たらず、刑事罰も可能とする、超反動判決を出し、官公労のスト権闘争の法的争いがいったん終わる。もともと総評がかかげたスト権奪還闘争は、1975 年の 2 週間のストライキでも敗北しており、総評運動の基本が法的にも運動的にも崩れたこととなる。

1978 年春闘で刑事罰回避を理由に全通は、公労協の統一ストライキから脱落する。当然夏の大会で本部は厳しく糾弾され、代議員の三分の一の不信任が出る。その後、反マル生闘争で 13 項目の要求の完全獲得まで闘うという本部方針が出され、年末闘争に突入する。「怨念の 17 年」という全通労働者の怒りは、差別と人権否定に苦しむ労働者の共通する思いであった。こうして越年年賀拒否の闘争が歴史上初めて行われる。しかし、年賀が元旦に配達されないという異常な状況でも全通の勝利の扉は開かなかつた。自民党と郵政はこの年の 4 月 28 日、この闘争に参加した現場労働者に 8000 名を超える処分を出し、なかでも 61 名に厳しい免職攻撃を行った。これが 4・28 の処分の経過と背景である。

## 4、4・28 反処分闘争

以来全通は 12 年間反処分闘争を闘う。しかし 1990 年、全通はこの闘争の解決のために、自民党の金丸副総裁と社会党の田辺誠委員長（もと全通本部委員長）のトップの話し合いの結果として、双方に恥をかかせない妥協案だとして、裁判のとり下げと、郵政採用試験の受験有資格者の再受験 = 再採用という方針を出し、幕引きを図る。しかしこれに従い受験した 16 人全員は合格せず、また免職者の多くが受験の有資格年齢 40 歳を超えていたため、自主退職をしていた人以外の 30 人は救済とはならず闘いは終わる。そしてこの幕引きは全通全国大会でも決定され、闘争継続者は全通からも解雇された（全通からの解雇ではのちの別の裁判で全通本部が敗訴した）。この千葉全国大会は反対派の排除のために機動隊が出動し、全通の変わりようを見せ付けた。

## 5、勝利の意義

そして、解雇から 28 年間を闘った 7 名の勝利である。

これは裁判を最後まで闘った 7 名の勝利だけでなく、免職者 58 名の勝利でもある。そしてなによりも、反マル生越年闘争とともに闘った 16 万人全通労働者全体の勝利である。さらにこれは全国の支援者や弁護士の努力のたまものといえる。

反マル生闘争は労組差別、人権否定の労務政策変更を求めた闘いであったのだから、闘いの正当性はゆずれない。無論、4・28 免職者は全通を代表して免職となったの



だから、この救済は闘った人のみの救済ではなく、当時闘ったすべての人への朗報であり、反マル生闘争は正しかったと思う。また同時に、最後まで闘うとした人を組織から排除した労組の方針の変更こそ、誤りであるという指摘でもある。だからいまや協調こそ当たり前の連合労働運動だが、そこに变身するために4・28を切り捨てた全通のみならず、連合労組のありようにも問題があったとする答えがでてくる。闘った側からするなら、「あんたの負けよ」と連合派に宣告したい。

勝利者は7名であるが、免職者58名にも復職の権利がある勝利は大きい。受験をした1名の解雇無効確認という裁判が勝ったことで、そのことが明白となった。いったん裁判を取り下げた人ももちろん、被免職者全体に、この案件では時効がなく、別の裁判で権利が回復できる可能性が高くなったからである。これは大きい。闘争から見ると再受験は違った選択だと批判があったが、みずからの勝利だけでなく、周りの勝利の可能性を示したことで、意外な結果を生んだ。

闘いを最後まで貫くことは困難である。しかし勝つためには闘いを継続しなければならないし、彼らは最後まで闘ったから勝てたのである。弱くても少数でも勝つことがある。要求が当たり前であれば、支持者は必ずいる。執念は勝利の鍵であり、それが4・28教訓の1である。

## 6、敗北は誰か

誰が負けたのか。それは61名を免職とした郵政が完全に敗北したのである。郵政は最高裁の決定を受けて、復職の意志の確認と手続きにすでに入った。もちろん、東京高裁の江見弘之裁判長は、処分の選定基準に合理性がないとただけであり、マル生の差別労務政策を糾弾したわけでもなく、また争議権を認めただけでもない。しかし処分の正当性に勝ったことは、その次のその闘いの正当性に必ず連動しよう。この意味は、当時のマル生攻撃の正当性について、もう一度検証の道を開くだろう。

4・28処分以降、全通は国と郵政の強い意思での攻撃に恐れをなし、郵政と協議し、その年の10・28に労資正常化を結び、対立から協調へと路線を変更し、4・28反処分闘争と被免職者を組織から排除する。その結果の全通（現JPU）の今回の敗北は特筆すべきである。

郵政が全通攻撃の理由とした違法なストを行う労組は違法団体であり、労組としての法的庇護はないという弾圧政策から全通自身が逃れる選択ではあったが、一人労組という組織のみが延命し、4・28被免職者を人質として敵に差し出し、人権回復のない常態下で放置した路線変更の非人道性は、厳しく糾弾されよう。仮にもピープル・ファーストして、人の尊厳を労組の基本におくと宣言している労組のやることかと指摘したい。

## 7、勝利の背景と原因

勝利の原因として、原告らは労組から離れて個人として闘かわざるをえなかったが、そのことが逆に勝利の道を開いたとみえる。彼らは労組の制約から離れ、縦に横に全国の闘争団や支援者をつなぎ、とりわけ全労協などの闘争団や東京総行動という闘い方で敵を追い詰め、勝利を勝ち取った。ある意味、全通の制裁が勝ちを与えたともいえる。これは国労の四党合意と現在の鉄建公団訴訟原告団の9・15判決にもつながる共通する特徴である。

法的に勝った理由としてはなにか。東京高裁では明白にいうが、郵政の4・28処分者の選定基準の不合理性である。一審の地裁ではこのことに触れてはいるが、「争議をした人の誰の首を切るかは郵政の裁量権の範疇」として、原告の訴えを退けたが、高裁はこれに合理性がないと公判の冒頭で述べる。裁判所の警告であったが、郵政は一審判決がその支柱とした名古屋中郵最高裁判決（争議行為の禁止の合法性）の判例に自信を持ち、争議の実行者の免職は正当という立場を継続し、江見裁判長の指摘に応じなかった。もちろん、処分の公平性には著しく欠けている4・28であったことは、当時から自明であったが、争議行為の処分は争議での一般参加者よりもその闘いを決定し、指導した首謀者に重いというもう一つの名古屋中郵最高裁判決に耳を貸さなかったからである。偶然だがこれは9・15国労鉄建公団訴訟原告団第一審難波裁判長判決にもいえる。鉄



建公団側は、訴えは時効であるとして、ほとんど立証行為をしなかった。処分から16年もたって、解雇無効をいうのは時効であることは誰でも言える論理だが、それにおもねる国の姿勢は、意外な判決を引き出す。いずれも、改革は国是であり、反対派は国策に違反するもの確信犯とする立場から、法的救済のらち外にあるとする立場であった。いわば、勝ち続ける国のおごりでもあったのだと思う。

原告が勝った真の理由は、4・28処分が不当だったからである。当時処分を受けた58名の東京の若者。地区本部はおるか支部の役員ですらなかった平均年齢27歳の若者たち。この58名が国を揺るがす大闘争のA級戦犯者であるはずがない。処分を受けるべきは本部役員と地区本部役員。そして執行権という労組の法的指導権利を持つ支部長や支部執行委員だったのだ。

だが、郵政の処分の目的は争議行為者の処罰にとどまらず、郵政の職場から党派活動家を排除することであり、ある意味労使関係正常化を目指した全通の希望にもそったレンドパージでもあった。この処分は、郵政改革の始まりの号砲でもあった。そして全通はその筋書き通りにその後を歩み続け、道を踏み外す。

処分から半年、全通は10・28労使正常化路線に行きつく。その後、いくつかの変遷を経て、免職者を組織から排除した。かりに組織決定による路線の変更による闘争終結でも、その際は最大の犠牲者である4・28の免職者の権利回復が最優先課題であることは社会的常識であるはずだ。この普通の手順を間違えた郵政労使の処分と闘争終結に、裁判所が「違うだろ」と判決したのだと思う。敗者が郵政労使であることの証明だ。

## 8、連合労働運動について

それはまた、現在の日本労働運動のありようにも一石を投じる。

全通も国労も原告団を排除したが、現在のほかの労組の協調派にとっても闘う人は路線の妨害者である。それが連合路線の基本である。国、会社から解雇された人は、同時に会社と協調する労組からも排除される。連合労組の路線では解雇撤回は存在しない。闘う人の解雇は会社と労組の共通の利益でもある。昨年一年間で長崎のある大手の企業で自殺者が5人も出た。しかし組合は「仕事で悩んだ個人の責任である」として取り合わず、抗議すらしないという。そうした労組は労組ではなく会社の第2労務課であり、団結する意味がない。現代、協調派にいるすべての闘う労働者と、そうした渦中にある人の選択は、新しい闘う労組を作る権利が一人ひとりにあるという現実のやさしい答え以外にない。

戦後日本の労働運動では「数は力、団結は正義」だと語られ、具体的には大会決定の遵守をその証とした。したがってこれに反する行為は許されず、今回の被免職者の原告団もこれに縛られた。ところが、郵政の免職と全通の組織からの排除にも納得しない原告団の闘いの最後の勝利は、労組の団結神話論を打ち破った。本来、団結は労組の手段であり目的ではない。闘いの勝利のためにばらばらでは勝てないから労働者が団結するのであり、闘いを挑まなければ団結は必要ない。しかし、今回は団結論に背中を向けた「ばらばら=個人」が勝ったのである。団結を目的化し労働者を縛る論理が、この4・28の敗北で同時に敗れたのである。これは重要な見方である。労組が間違いだと思ふ人は、大会決定に反し、自らを信じて闘えるし、また勝てるという証明が4・28であり、この団結神話論の敗北と、明日の新しい闘う労組の結成という夢が可能であることが、教訓2である。

## 9、裁判では

最高裁での勝利は第3小法廷5人の裁判官の一致した決定であったが、その前の東京高裁での原告勝利の判決は江見弘武裁判長である。彼は法務省から国鉄に出向し、国鉄改革法を作成した人物といわれる。国鉄10万人首切りを行った法律を作った同じ人間が、郵政では7名の免職無効を出す不思議さは、法律の難しさを感じさせる。「郵政改革(4・28処分)には問題がある。俺ならもっといい方法(国鉄改革方式)をとる」という江見裁判長の声が聞こえそうだが、これが法律の壁である。



国労鉄建公団訴訟原告団 9・15 判決の難波裁判長は東京地裁でも労働問題では「難波コート」として解雇問題を金銭的解決による早期決着を先取りする人だといわれ、不当労働行為の認定など無理な注文だとの噂があった。しかし、江見、難波裁判長の二つの判決は予想とは違った。これはなにか。司法界のありよう、労働弁護団の判断に明らかな分岐と波紋を見る。

対立の労組が協調の労組に変質すれば、所属する弁護士も協調を強いられよう。考えと法的整理が難しい。もともと彼ら弁護士は法律の正当性を論ずる人たちであり、労組の運動論的な勝ち負けが目的ではない。また負けると思える局面の相撲は取りたがらない。これが今回の 4・28 の教訓 3 であり、国労、全通という労組の敗北につながった原因である。

## 10、分限処分裁判とのかかわり

郵政のほかの裁判と 4・28 の関わりである。

一つは 61 名の被免職者の 4・28 反処分闘争の中の出来事であるが、最初に全通と被免職者が闘った人事院の処分取り消し公平委員会では、一人の復職を認めたほかは全員処分を認定され、敗北した。

つぎに続く全通での裁判は 86 年から 45 名で始まる。そして 90 年の全通の闘争の放棄で、裁判取り下げに応じた 34 名は反処分の闘争を終える。

残り 11 名は 6 名の裁判継続者と、いったん受験で裁判を取り下げたが、もう一度裁判を続けた 5 名に別れる。5 名は裁判日時の期日指定という裁判の継続手法をとるが、これが地裁で敗北した段階で、池田君は処分取り消し裁判ではなく、免職無効の別の裁判を起こして今回の勝利につなげた。法的には針の穴を通すほど難しい裁判とされるが、勝ったことは事実だ。他の 4 人の原告は期日指定裁判を最高裁まで継続して敗北して復職の希望が絶えた。今後はこれの復活が焦点であるが、当該と弁護士はどう判断するのであろうか。

もう一つは、郵政の分限免職攻撃に 20 年間闘った鹿児島の牟田闘争である。これは昨年 10 月に、免職取り消しにいたらず、原告の高裁判決を前の取り下げという形で闘争を終えた。分限とは公務員としての資格がないという処分で懲戒ではないが、職場をやめさせられるのは同じだ。郵政はこの時期、抵抗する人を全国で 3 名処分した。秋田の須藤さんは高裁では勝つが、最高裁で差し戻され負ける。千葉の桜沢さんは裁判に勝って復職した。鹿児島の牟田さんは地裁で負けて、高裁の判断も厳しいと予想されていた。その過程のなかで和解的、取り下げ案が裁判所から出され、分限となる行為は労組役員としての正当な行為であるという裁判所の文言を受け入れ、名誉回復とする考えから、裁判を取り下げた。この判断の是非と 4・28 勝利の対比である。

このいくつかの根っこになにかがあるのか。

一つは労組と個人の闘いの位置づけである。団結が一番と思う人とそれを支持する人は、全通



での裁判を外れると腰を引くこともある。牟田闘争では民営化と組織統合という時期が切迫した中で、ぎりぎりの判断を迫られたのだろう。免職者の思いより労組が優先する考えはこの決断が正しいのであろう。組織防衛の典型である。しかし、私としては、20 年間この闘いの一支援者でしかなかったが、この判決を見てみたかったし、最後まで闘うという決意を裁判の場所で見せてほしかった。裁判が終わるときの弁護士は「この牟田闘争は戦後日本労働運動の権利闘争として最高の地点にいる」とのべたが、であればなおさら勝利は闘う労働運動の明日のためにも必要ではなかったのか。名誉回復と裁判取り下げという事態は、組織での闘いの限界点だったのだろうが、無念が残る気もする。

もう一つは勝つのが難しいと思われる裁判との関連である。負ければ玉砕となると、これは労組活動家では法的判断は難しい。免職取り消し問題となればなおさら実現は困難だ。国の処分を国が取り消すことは、よほどのことでないと厳しい。しかし、国労鉄建公団訴訟原告団では 9・15 の不当労働行為認定を勝ち取ったし、4・28 では免職取り消しを勝ち取った。司法界、日本労働弁護団内部の激変は間違いない。裁判ではこうすれば勝つというマニュアルはなく、闘いによる一步一步しか勝利はない。それも弁護士の闘いなくしては勝ち取れないものであるし、また逆もそ

のとおりなのである。

## 11、時代の変化と過去のことの論に

全通（JPU）労組からは「時代が変わった」という声がある。しかし、マル生攻撃は終わっていない。一つは、当時の郵政の主張では、全通は違法ストを行う違法労組であり、それに所属し違法ストを行う職員は違法職員であるという差別攻撃であり、不当ではあるが一つの線があった。いまはどうか。例えば郵政から見て不良職員との認定がなされると、特別研修や降格処分がなされ、それでもレベルアップが望めない者を分限するということで、すでに内部指導文書が出されている。闘う労働者排除は形を変えて続いている。「違法」であれば差別をするという明確な昔と違い、働きぶりに恣意的な上司の判断のみが処分の線引きとなるのが現代であり、攻撃に悪質さがより加わり、攻撃がわかりにくくなっているだけなのだ。処分の名目が労組活動としてではなく、個人の資質として責任を問われ、労組も自己責任という立場を取る。時代が変わったのではなく、労組が弾圧と排除をどう受け止めるかが変わったのである。



全通（JPU）からは同じく「過去のこと」という反論がある。しかしそうではない。まず免職者は当時のマル生攻撃の犠牲者＝生き証人であり、いまも闘っている。一方、原告団排除の制裁を科した全通本部の当時の伊藤基高書記長は、現在の民主党参議院議員であり、現役の政治家である。決して過去の出来事ではなく、同じ時間で同じ闘いを指導し、そして闘った人たちが、いま同じ時間に正反対の位置で生きているなかでの最高裁決定である。4・28 勝利判決は決して過去のものではなく、その責任は今にこそここにあり、4・28 の勝利は現在にも意味を持つ課題でもある。

## 12、労働法制と戦後体制の見直し

いま進む日本の戦後体制の見直しとの視点ではどうだろう。

安倍総理は誕生以来憲法改正を掲げ、戦後体制からの脱却を言う。そのなかでも労働法制の見直しは重要な位置にある。最初言ったとおり、日本の労働組合運動は、国、会社からの労組つぶしとの闘いがその最大の課題であった。国鉄と郵政はその双璧であり、反マル生闘争はその中心であった。そして、今多くの労組が息の根を止められ、揺れている。その攻撃の最後のとどめともいべき労組法、労基法の改悪が提案されている。また労働契約法は労組絶滅法とも呼ばれ、重要な闘いである。労働条件決定に労組が関与できない契約法を、連合は是とすると発言している。組合が組合の首をみずから絞めることに賛成する日本労働組合のありようは非常に問題である。

日本の労働行政は世界でも最も遅れている、最悪の国である。

1919年に生まれたILO（国債労働機構）に日本は加盟をしているが、その第一号条約、一日8時間労働の基本条約すら批准していない。ILOには全部で185本の条約が締結されているが、日本はそのうち47本しか批准していない加盟179か国中でも先進国では最低、最悪の労働後進国である。したがって、8時間労働の国際法的遵守義務はなく、国際国家の看板すら泣く。もちろん国内法を変えれば日本は10時間労働も可能となる国なのである。だからホワイトカラー・エグゼンプションなどという残業代ゼロ法などが出てくるのである。こうした国や資本家と協調認識を持つ労組は、本当に労働者のためにあるのだろうか。世界で最悪の労働行政と共通なら、日本の連合労組は世界で最悪の労組となる。

この4・28闘争はこの国側の労組つぶしとの闘いでもあったわけで、4・28原告団の勝利は、二重の意味での勝利でもある。最後の攻防戦が国鉄解雇の鉄建公団訴訟原告団の闘いであり、剣が峰でこらえる姿である。郵政民営化で連合労組は「抵抗する人は新会社に相応しくなく、採用されない」と職場労働者を脅し続けた。しかし私は、「かりに郵政で解雇問題が起きれば、国鉄労働者鉄建公団訴訟原告団と力をあわせて闘いぬく」と全労協の全国大会で発言を続けた。雇用のために組合の姿と考え方を変えればどうなるか。いまの連合労組のすべてが最初はみなそうであ

ったが、一時の転向だと。しかし、一度協調に踏み切ると、あとはなだれ現象である。これをこらえるのが労組つぶしとの対決軸であり、4・28の勝利はその歯止め役を立派に果たしている。

### 13、新自由主義との対決

そこで新自由主義との闘いである。

1980年代。日本は新自由主義国家の改革を打ち出す。規制緩和と民営化がその基本で、国鉄、NTT、郵政の民営化が相次ぐ。30万人の公社が20万人に減らされ、さらに職場は非正規労働者にとって変わる。規制緩和は終身雇用の終わりの別の言葉とされるが、日本でもそうした社会になり、貧富の拡大した固定化した格差社会が現れた。資本主義はもともと格差を生む経済体制であるが、社会的公正さを保つため、累進課税方式の所得の再分配が取られてきた。しかし新自由主義経済はこれはずし、金持ち優遇と呼ばれる税方式で、一部の富む人はますます豊かに、持たない多数の人はますます貧しくなる社会が到来した。

私たちはこの新自由主義に反対し、連合のいう「機会の公平さが保たれば、この社会は正しい」という路線ではなく、現代は機会の公平すら保たれていないと考える。働こうにも正規労働者として採用しない会社、国の不当性は認められない。働いても生活できる条件が得られない人たち。国民の平均所得の半分以下の労働者のことを貧困層と国連は呼ぶが、日本ではその額



万円にとどかない人が非正規者としてすでに3分の一に及ぶ。貧しい人は結果の公平だけでなく、教育、研修などその出発点からすではずされ、機会の公平さに挑戦すら許されない人が多数なのだ。4・28の勝利は、もともと反差別と人権闘争がその最初であり、28年目の勝利は国の誤りを指摘する意味でも、大きく、そう考える人と労組の勝利でもあるのだ。

組織労働者が日本では18%台へと落ちた。労組が影響力を失う時代だ。職場は非正規労働者が多いが、彼らは会社から差別され、組合からも相手にされない。採用の契約は常に一日雇用で雇い止め、突然の解雇が日常的に起きる。裁判をくりかえしても法の壁は厚い。これに勝つために何度も挑戦が続く。働く人がいつ首を切られるか不安なまま生きていく社会が、豊かであるはずがない。

4・28を継続した人々も、またそれを支援した仲間も、そうしたことを許さない正義の考えを持つ人々である。以降は、そうした民営化の首切りと、非正規者と一緒に闘い、雇い止めを許さない陣形を早急に作り上げるだろう。同一労働同一賃金と均等待遇という当たり前の要求に沿った運動体を作り広げる以外に勝利の道は見えない。この挑戦は続く。

### 14、最後に

私はいま郵政ユニオン・長崎の組合員であり、全労協である。89年の労働界再編、総評解体、連合発足のとき、全通を離れ、郵政長崎労働組合の結成に参画した。いま、この4・28反処分の28年間を振り返ると、改めて感慨が深い。89年から91年の4・28切捨てまでの3年間は苦しい闘いの連続だった。詳細は、私が4・28の第一審判決直後に書いた小論(伝送便02年5月号)をご参照いただきたい。なぜ私がこの4・28の原告、名古屋、池田両君が所属する郵政4・28をもとに闘う会に関わり、彼らとどう闘ってきたかが理解いただけと思う。

そして今この勝利の決定である。

最高裁の決定が出た直後の2月17日、私と、4・28をもとに闘う長崎の会の鈴木事務局長は急きょ上京して、名古屋、池田両君と、4・28をもとに闘う会の横山さんの5名でお祝い会を秋葉原の居酒屋で開いた。本当におめでとうと思ったからだ。飲むにつけ、話すにつけ、会は盛り上がった。私は名古屋さんに「この勝利であなたの大事な人生の意味はあったね」と労をねぎらった。名古屋さんは笑っていたが、それにしても原告には厳しい半生だったと思う。28年と一口にいうが、1万日を超える日々なのだ。ということは一万回の夜があり、悩みが続いたことだと思う。郵政から処分され、組織からも排除され、誰とて頼る組織もない闘いを孤独で続けてきた原告団。その精神力はまさに現代の岩窟王だ。一人からはじめた闘いで国を追い詰めた。しかしこの

成果は一人原告団だけでなく、すべての免職者、いや国と闘っているすべての人に、分かち合いたい。闘えば勝てるし、最後まで勇気と希望をもとうと。この4・28は戦後労働運動でも輝く解雇撤回の闘争であると確信する。ともに闘えて私もよかったと、帰りの飛行機のなかで感じていた。

2007年2月22日  
「地域と労働運動」2007年3月号。

# 15年目の逆転勝利

## 4・28 処分と高裁判決を振り返る 名古屋哲一

「技術と人間」 2004年8月号から

「原判決を取り消す・・・」。2004年6月30日、東京高等裁判所。この日、おそらく誰もが予想しなかった画期的な判決が読み上げられた。それは1978年末から翌79年にかけて全通(全通信労働組合)が繰り広げた反マル生闘争に対する郵政当局の報復処分が完全に不当なものだったことを、高裁が認定した瞬間だ。この間実に4半世紀。

八王子郵便局に入局して3年目に懲戒免職処分を受け、さらに91年には、全通から追放処分を受けながら、裁判闘争や国鉄闘争・東京総行動など多くの闘う労働運動と連帯し、勝利判決を勝ち取った名古屋哲一さんに高裁判決の意義と展望を聞いた。

### 4・28 処分の背景

郵政当局の進めたマル生(=生産性向上運動のこと。生の文字を丸印で囲んで表記したことから酷呼ばれた。狙いは全通つぶしにあった)は、当時、苛烈を極めたといわれますが、反マル生闘争から懲戒免職にいたる経過を振り返ると・・・。

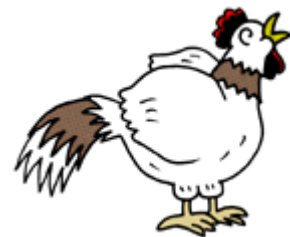
反マル生闘争は、1978年の年末から約2ヶ月間、全国の郵便局で行われました。当時18万人が物だめ・怠業闘争に参加し、全国で一時的に1000万通以上の郵便物が滞留するなど、大きな社会的騒動になりました。

このような反マル生闘争に至った原因は、全通組合員に対する郵政当局に激しい差別・弾圧があったからです。全通組合員はその17年前から、昇給、昇格、年休、官舎入居、遅刻の取り扱いなどありとあらゆる面で、全郵政(いわゆる第2組合)の組合員よりも差別されました。全通を叩きつぶして全郵政の一貫した方針のもとで、異常な職場が続いてきました。

マル生の影響で全通の組合員は徐々に減少し、78年を剣が峰と位置づけて、私たちは年賀状を配らないという「伝家の宝刀」をぬいた。その報復が、翌79年の4月28日に公表され、58名の懲戒免職を含む総勢8183名という大量処分でした。

人数の多さもさることながら、処分の手法が其れまでとは全く異なる異様なものでした。闘いを指導した全通の幹部たちには、ほとんど処分されなかったのに対して、現場の一般組合員に停職、免職という重い処分が集中しました。今回、処分の撤回を勝ち取った7名も、みな20代30代でした。もう一つは東京地本を狙い撃ちにしたことでした。

当時全通の役員は、それ以前のさまざまな争議で、免職を食らった郵政の職員がほとんどです。全通の役員になって、闘いを指導して免職になった人もいるし、免職になって役員になった人も



いる。79年当時には、郵便局に籍のある役員はあまりいませんでした。

中央本部、地方本部、地区本部くらいまでが全通の幹部で専従。その下に郵便局現場での支部、分会(集配分会など)があり、その下に班があります。地区本部などにはいた専従は処分されず、支部役員らも軽い処分でした。

### 異常な処分の背景にあるものとは

4・28処分で、本部ではなく現場を叩きつぶすという労務政策をとったのには理由があります。全通は現場がしっかりしているけれども上層部が左右に揺れてふらふらだからです。郵便局の現場は管理者と言い争いはしょっちゅうで、私たちは、さまざまな処分を受けても勲章程度に思っていましたし、出世欲さえ放棄してしまえば、みな胸を張って働いていたのです。それが免職となるとかなり浮き足立ってくる。

全国で18万人が参加した大闘争でなぜ、東京の若い一般組合員が狙い撃ちにされ免職処分となったのか。そこには労働組合の争議を個人に分断し、団結権を否定する意図があります。

その背景には、政府の労務政策がありました。4・28処分は郵政省が行ったものですが、じつは当時の自民党労働調査会の労務政策を踏襲したにすぎません。

戦後労働運動をふりかえると、まず体制は、大手民間の労働組合をおとなしくさせて、次に官公労がターゲットになった。70年代初めからマル生が始まり、この4・28処分で全通を骨抜きにし、との次は国労に襲いかかります。それが89年の労働再編=総評解体、連合結成へとつながる。そのうえで、政界再編、社会党が消えたいま憲法改悪が日程にのぼるところまでできました。

このような政治的な流れのなかに、4・28処分が位置づけられているのです。

### 全通の変遷

**処分撤回闘争の途中で、全通からも追放されますね。全通の変遷についてはどうですか。**

全通本部は処分から半年後の10月28日に、郵政当局と「10・28労使協調の確認」をし、反マル生闘争終息へと舵を切りました。それ以降79年から89年まで、郵政の現場と全通本部が激しく対立します。しかし全通本部の背後には郵政省がいる。その結果、徐々に現場が負けていった。こうして郵政労働の現場は「物言えば唇寒し」という状況になってきました。そして91年の全通からの首切りへと至ります。

全通は、労使協調を歩む中で、89年に連合に加盟し、90年に4・28免職者全員に提訴の取り下げを求めてきました。そのうえで郵政省の採用試験を受験すれば、必ず合格するように郵政当局と話がついている、というのです。14名が試験を受けましたが、結果は全員不合格。免職者は完全に全通のだまし討ちにあったのです。衝撃的な出来事でした。



そして、翌91年の6月30日付で、全通は4・28免職者全員を組合から追放し、提訴取り下げに従わなかったものへは差別的な対応をしてきました。

**名古屋さんら4名は、全通の組合員資格の剥奪は違法で、無効だと提訴し、最高裁でも勝訴が確定していますね。**

25年間の間には裁判がたくさんあって、複雑です。98年12月18日には全通本部に組合員資格の確認を求めた裁判で、原告全員が勝訴しました。

しかし実質的な組合員としての権利は何も保障されていません。選挙には出れますが、極に自由に入りはできません。私の場合は最高裁で勝った一年ほどあとに、また組合員資格を奪われました。

これに関係したものでは、全通は4・28免職者を追放するに際して、原告4名を除く免職者全員に一律1000万円の犠牲特例加算金を支払いました。この差別行為に対しても、最高裁で勝利判決を得ました。

さらにもう一つ、全通にだまされて提訴を取り下げ、再受験、不採用にいたった免職者が、裁

判を続けさせろという裁判を起こしました。これは二手に分かれて、池田実さんが郵政省と全通両方を被告にして闘い、鴨志田千さんら4人は、郵政省のみを被告にして裁判を起こしました。鴨志田さんは99年6月に最高裁で不当判決が確定しています。

池田さんは地裁で負けて、4・28処分無効確認裁判に切り替えました。

こうして私たち4・28処分取り消し裁判に池田さんの4・28処分無効確認裁判が合流して、7名の原告として今日の勝利判決まで闘ってきました。

原告6名は4・28処分が不当であることを立証するのに対して、池田さんは「重大、且つ明白な違法性」を立証しなければなりません。それが再提訴の条件だからです。

今回7名全員の勝利によって、4・28処分には重大、且つ明白な違法性があることが司法によって認定されたわけです。

### 全通に失望して新たな組合を作る動きはありますか。

全通と対立していた全郵政は4・28処分の当時、免職者が少なすぎるとさらなる処分を郵政当局に要求した第2組合で、これと合併しようとしているのですから、その流れに抗する動きは当然あります。「郵産労」や「郵政ユニオン」(前身は郵政全労協)などいくつかの独立組合が生まれました。

今年の6月5日に郵政労働者ユニオンが結成され、23日に全通は日本郵政公社労働組合(JPU)へと移行し、30日に私たちの勝利判決。2004年6月はわたしたちの歴史に残る一ヶ月でした。

郵政全労協結成当時から、4・28処分に抗していっしょに闘ってきました。それとともに、昔の全通のように、管理職と対決するだけでなく、あんちよくな民営化の流れに対して、私たちの事業論 - 現在の官営もダメ。儲け第一主義の民営化もダメ - 。庶民のための公共性ある郵政事業のあり方をさぐる運動をやってきました。また全通時代には疎かにしていたパートさん、日本郵便通送株式会社などの下請け労働者たちと連携するなど、新しい労働運動を目指しています。



「人らしく生きよう - パート2」(ビデオプレス)のなかで国労北見闘争団がやっている郵便小包配達の下請けで、郵便局から大幅値下げを要求されていたね。

私たちの運動でもそういった問題に取り組まなければいけないと思う。民営化路線、儲け主義の経営の中で、人間がぼろぼろになっているのですから。

全通の現場にいる人の中にも、強制配転などがあると、全通の抑圧をはねのけて、人事院に提訴したり、自主的に「××さんを守る会」をつくるなどとしています。深夜勤裁判では全通の現場、郵産労、郵政ユニオンが統一して原告団を組織したりしています。

原告7名は原告団として裁判を共同で闘っていました。運動としては4・28 ネット(郵政4・28をとともに闘う会)、赤羽局とともに闘う会、「4・28連絡会」などそれぞれ個別に行ってきました。私たち4・28 ネットは東京総行動、権利総行動などを中心に、首きり自由を許さない実行委員会、物品販売、……。そんな形でずっとやってきました。

### 高裁判決をどう見るか

#### 高裁判決をどのように評価しますか。勝因はなんですか。

なぜこれほど裁判が長かったのか。国家公務員の免職の場合は、はじめに人事院に処分の不服申し立てをしなければなりません。結論が出たのが86年。東京の免職者が55名、26局に散らばり、局ごとに詳細につめていったからです。86年から45名で裁判の第一審に切り替わります。私は全通本部から犠牲ストップされ、裁判に切り替わるときに原告からも排除され、一人で裁判を闘っていましたが、のちに44名の裁判に合流しました。

こうして裁判所の提訴から16年。2002年3月27日に東京地裁で不当判決が出るわけです。裁判の一審の途中で全通本部が反処分闘争を放棄して免職者を追放しましたので、新しい弁護団が組まれるなどがありました。加えて裁判官忌避の申し立てをしたので、長引いてしまったとい

う事情もありました。しかし裁判に16年間もかかるのは問題なので、一審の山口幸雄裁判長は判決の際、異例なことに「お詫び」を口にしたほどです。雑な審理ではなく、ちゃんとした証人申請を認めるなど、原告側が要求し続けたとしても、です。

人事院の裁定で負けはしましたが、当局が隠していた資料が出てきたり、処分の詳細にさまざまな点があるなどを整理して、地裁の審理に使いました。地裁判決は確かに不当ではあるけれど、同じ本件闘争参加者でありながら、現認体制、現認方法の不備等により、原告らのみが懲戒免職を受けたとして処分の均衡を欠くと主張する原告らの心情も理解できなくはないなどの文言もあり、こちら側が押し込んだという手応えがありました。

二審で江見弘武裁判長は、マル生の問題などについては一審判決の中味を踏襲して一切触れませんでした。裁判長としては、訴訟指揮にしたがわない郵政側に腹が立ったのかもしれないし、私たちの主張に郵政は一切反論しないので、私たちを勝たせるしかなかったのかもしれない。裁判官が判決の意図など発表することはありませんので、すべて憶測の域をでませんけれども……。

この判決には、いろいろな勝因があると思いますが、政治的な判断が働いたであろうということは想像できます。ご存知のように、江見弘武裁判長は国鉄改革法を実質的に作成した政治中枢にいた人物です。その彼が4・28処分の取り消し判決文を書いた。ここには裁判個人の判断というよりは政治的判断のにおいがします。

### という、4・28 処分が誤りであったという政治判断？

というよりも、法体系を無理してまで郵政を勝たせる必要もなくなった。という意味です。たとえば現場を叩いて、労組の中枢を処分しないという4・28処分は、その後25年間どこにもない。いまの首切りの主流は、江見弘武裁判長自身が画策した国鉄改革法23条を応用した首切りです。新しい労働政策の中では、集团的労使関係は徹底的に押さえ込んだうえで、個人は救済するという方向が出てきている。



また、政府の内部では、ぼくらが考えている以上に亀裂が深まっているのかもしれない。近年の大企業のモラルハザードやアジアを無視した米国一辺倒、「日本の常識は世界の非常識」、ILO 違反などは、多国籍企業とかの体制側の一部にとっても望ましい状況ではありませんね。いまの行過ぎた競争至上主義よりも年功序列のほうが、生産性の面からも好ましいという統計も出てきました。民営化先進国での失敗もあります。

しかし、当局側のさまざまな事情があったにせよ、25年間でさまざまな運動の蓄積があるし、郵政公社に行ったり、国鉄闘争や権利総行動、東京総行動で圧力をかけたり、このような労働者の行動の蓄積の総体が勝利判決に結びついたと思います。この闘争に関わってくれた人たちはどれほどになるか。そういう意味ではみんなの勝利だと思います。

### 現職復帰にむけて

#### つぎは、職場復帰ですね。見通しはいかがでしょうか。

制度上、最高裁に上訴する道には「上告」と「上告受理申し立て」があります。上告とは憲法違反の疑いがある場合、上告受理の申し立ては重大な判例違反の疑いがある場合に限られます。高裁判決では憲法判断では郵政公社が勝っているの上告はできませんから7月13日に郵政公社は上告受理の申し立てをしました。

わたしたちのケースでは、常識で判断すれば「重大な判例違反」に相当するはずはありません。くりかえしますが、現場の方が役員よりも重い処分を課すというのは、全く異例の例で、判例がないはず。けれども政治が絡んでくる。ましてや最高裁ですから、どうなるかわからない。上訴理由書の内容によっては、反論の意見書を提出するなどを検討します。

運動としては、即刻原職就労の要求をぶつけていきます。民間争議などから学びながら高裁判決を活かした交渉もしたいと思います。

### けんり総行動、東京総行動などで郵政公社前に行くと門をかたく閉ざして、全くとりつく島

もないようですが・・・。

労働者が大勢で行くと、郵政省側は頑なな対応をとりますが、10年ほど前からは、3、4名で事前にアポをとると会議室で交渉に応じます。上訴する前にアポなしで訪れましたが、各省庁はちゃんと対応しました。

これからも、高裁判決の確定と原職就労へ向け闘いが続き、気が抜けないことと思いますが、それにしても25年とは大変な時間ですね。

本人はあまりそう感じていないのですよ。むしろ高裁判決後、この間、取材や報告集会でいろいろなことを思い出すよいきっかけとなりました。

正直にいうと、25年間、支えてくれた大勢の仲間がいたから、途中で投げ出すことはできなかった。支援してくれたみんなは全く逆のことを言ってくれますけどね。

なごやのりかず（八王子郵便局、郵政4・28免職者）、聞き手、村上茂樹

## 4・28被免職者一覧

4・28被免職者、1979年4月現在						免職者一覧(伝送便90年10月号)、裁判打ち切り時							
番号	全通地区	局	被免職者氏名	当時年齢	当時役職	年齢	全通裁判原告	犠救適用	受験有資格者	受験者	90年8月当時の配置、状況など	再提訴期日指定裁判	裁判継続、原告団
1	中部	神田	鴨志田 千	27	分会長	39					中部地区		
2	東部	向島	徳差 清	30	執行委員	41					東部地区		
3	西北	新宿北	野地 吉一	31		42					退職		
4		"	高橋 祥郎	31		42					"		
5		"	前埜 澄皓	28		39					"		
6		"	前川 光夫	25		37					中央本部		
7		"	蒔田 港	29		40					東京地本		
8		世田谷	加藤 謙二	28	分会長	40					退職		
9		"	本間 敏章	26		38					西北地区		
10		"	粕谷 弘之	25		36					全労災査定員新潟		
11		玉川	小坂 博志	25	常任委	36					中央本部		

				員					
12	"	松本 雅哉	24		35			熊本地区	
13	成城	鈴木 康雄	28		39			中部地区	
14	中野	砂山 洋一	30	執行委員	42			共済生協	
15	杉並	新宮 憲治	26		38			西北地区	
16	"	高須 秀樹	28		40			退職	
17	荻窪	荒川 力永	26		37			共済生協	
18	"	今成 研二	29		40			退職	
19	"	福元 俊美	20		31			鹿児島地区	
20	"	沢山 秀男	21		32			熊本交通局	
21	豊島	小林 昭	32		43			退職	
22	"	岡部 洋志	29		40			豊島局復帰	
23	"	中村 進治	35		46			東京地本	
24	王子	小田 宣之	26		37			年金共済	
25	"	海老名 誠	28	常任委員	39			日通	
26	赤羽	石井 正美	27		39			中央本部	
27	"	斉藤 昇	29		40			東部地区	
28	"	新島 俊雄	30	青年部長	41			中央本部	
29	"	池田 実	26		37			西北地区	
30	板橋	京極 秀輔	35	分会長	47			西北地区専従	
31	"	三本木展之	25	執行委員	36			退職	
32	板橋西	武田 征邦	35		47			西北地区	
33	牛込	桜田 信男	26	執行委員	37			退職	
34	"	原田 康夫	23		35			ホテル	
35	"	遠藤 幸晴	25		37			退職	
36	代々木	寺田 宣正	25		36			西北地区	
37	南部	高輪	井上 昭吾	35	分会長	46		南部地区	
38	"	黒瀬 英之	23	常任委員	34			南部地区	
39	"	天野 芳雄	27	副支部長	38			港区役所	
40	品川	菅原 義信	29		40			年金共済	
41	大崎	神矢 務	29	常任委員	37			南部地区	
42	"	高星 正利	29	地区青常委	40			品川区議	
43	蒲田	中村 和男	28	青年部長	39			退職	
44	"	平川 秀雄	23	執行委員	34			退職	
45	多摩	三鷹	藤本 義樹	31		42		東京ビル管理 KK	

46	府中	飯島 優典	27	常任委員	38					多摩地区		
47	"	篠原 定	22		34					退職		
48	"	畑野 次信	24	常任委員	35					多摩地区		
49	"	末松 隆司	29		40					犠救打ち切り		
50	国立	佐藤 文弘	34	会計監査	45					全労災査定員多摩		
51	八王子	浜田 豊三	21	常任委員	32					多摩地区		
52	"	名古屋哲一	29		40					犠救打ち切り		
53	立川	庄野 光	28	副支部長	39					退職		
54	"	有馬 隆夫	27	常任委員	38					鹿児島地区		
55	町田	梅田 清	31		42					東京地本		
計	26局	55名				45名	27名	17名	16名		4名	7名



2004年7月  
高裁勝利判決、長崎祝勝会

全労協郵政ユニオン九州本部

御一同様

「4・28 首切り処分撤回」最高裁判決に心よりお祝いと連帯のあいさつを申し上げます。

私たち国労闘争団（原告団）4・28 の闘いにまなび、自らの闘いの勝利に向け更に奮闘する決意です。

郵政ユニオンの皆さんの更なるご奮闘を祈念し、最高裁勝利判決のお祝いの言葉に変えさせていただきます。

2007年3月26日

国労九州闘争団（原告団）一同

## メッセージ

郵政4・28 首切り処分撤回闘争の全面勝利、心からお祝い申し上げます。

「原告7名の職場復帰」は全国の労働者に勇気を与えるものであり、闘いと誇りと確信を持ち、粘り強く闘ってこられた原告の皆さんに大きな拍手を送ります。

ご案内をうた danki 誠にありがとうございます。

本来ならば「お祝い会」に出席し、ともに喜びあいたいところですが、今回、4月15日に告示されます佐世保市議会議員選挙に3期目の挑戦を決意し、必勝をめざし全力で闘っているところでございます。参加できないことをお許し願います。

私も、鉄建公団訴訟原告団の一員として、この選挙戦を勝利しなければならないと決意を新たにしているところでございます。

終わりに、ご臨席の皆様のみすますのご活躍と、ご健康をお祈り申し上げ、メッセージといたします。

2007年3月24日

佐世保市議会議員 速見篤（はやみあつし）

## 編集後記

郵政 4・28 反処分闘争。長い 28 年間の闘いであったが、今はっきりいえることはこの闘いは郵政 40 万人と全国の労働者のために、大変貢献している。過去形ではなく現在進行形として。

一つは、郵政反マル生 = 差別撤廃、人権回復を闘い免職となったが、その処分を取り消させ、不当処分の証明をした。二つは、郵政改革での 10 万人首切りを阻止した。三つは全国の首切り自由攻撃に歯止めをかけ、闘えば勝てるという明るいメッセージを出したことだ。

思えば、78 年年末闘争までの 17 年間、さらにはいままでの 46 年間の反マル生闘争の渦中で、歯を食いしばり差別と弾圧に抗して闘った全国の郵政労働者たち。そして 4・28 処分。10・28 労使正常化。総評の解体、全通の連合化。4・28 の切捨て。苦しみと混乱の連続であった 28 年間。この勝利はすべての反マル生郵政労働者の心の傷を癒す、清水だ。

勝利の原因の第一は、なによりも原告団のがんばりにあった。そして全国の労働者が全通の反マル生闘争清算 = 正常化に反対して、闘争を継続してきたからだ。なかでも、91 年の郵政全労協（現在のユニオン）の旗揚げと、それを母体とした郵政 4・28 をともに闘うネットワークの樹立があったからだ。

郵政と国鉄は組織攻撃も闘争も同じものが相前後した歴史を持つ。87 年国鉄改悪で 10 万人の解雇と 1047 人の指名解雇が起きる。そして国労が四党合意という解雇撤回闘争終結を大会決定する。ここまでは郵政と国鉄は同じだった。しかし、ここから違った。国労の闘う労働者 300 人は原告団を組織し、新たな裁判を始め、全国の労働者はこれを支える国鉄共闘会議を立ち上げる。さすが国鉄労働者、修善寺大会をやった人たちはすばらしいと思った。

郵政ユニオンはこのころの全労協の熱海全国大会で、幾度か、国労本部の代議員らに次のように呼びかけた。「日本の労働運動は郵政と国鉄労働者が手を取りあって闘ってきた。国鉄闘争を支持し、郵政改革を闘う昔の全通の姿は、確かにいまはない。しかし郵政ユニオンは最後まで闘う。かりに郵政改革で 10 万人解雇が起きたら、郵政ユニオンは国労原告団とともに、最後まで闘う。私たちには 4・28 という闘いの 20 年間の実績がある。」と発言を続けた。

この発言にいかほどの力があるかは、当時、自信があったわけではない。しかし解雇と原告団を覚悟していた。この言葉は国労本部には届かなかったが、国はこの意味を大きくとらえた。4・28 で 20 年。国鉄解雇で 15 年。そしていまから郵政の新たな解雇で 20 年といえ、国側も払う犠牲が大きいと考えたのだ。国労鉄建公団訴訟に 9・15 判決（一部勝利）が出る。そして今年の郵政改革。郵政改革法では雇用継続となる。潮目が変わり始め、4・28 闘争の実績が評価された一瞬だ。ありがとう 4・28 原告団と国労鉄建公団訴訟原告団。あなた方のおかげで郵政 40 万労働者は解雇を免れたのだ。連合の「協調主義だから守られた」とか「体をかかわす」とかの詭弁は、NTT と JR の今を見よと言いたい。彼らは守られているのか。敵は私たちがひとたび頭を下げれば、つぎにはひざを屈せよ、土下座を、腹ばいを、そして心の忠誠、と最後は命までを求めるからだ。労働者にとって抵抗と闘いだけが、唯一、生きる権利行使のための身を守る武器なのだ。

国のトップの政治判断はわからない。しかし、国是に身体を張って抵抗する人の存在が、国の歴史を変えてきたのは事実だ。闘う人がその抵抗の意志を持ち、旗を揚げるならば、この大きい国の存在と方向も、また変えることができる。そのことを証明した闘い。それが 4・28 闘争であり、原告団とともに闘う会。そして郵政ユニオンであったと思う。郵政改革という大きい山は一つ越え、4・28 も勝てたが、たが攻撃は続く。これからは非正規者の権利獲得と本工の分限免職と降格処分との闘いだ。立ち止まりは許されない。風はまだ反転攻勢とはなっていない。

さらに国鉄闘争はいまが山場だ。これからともに闘いたい。そのための再出発の場が長崎集会なのである。本日お集まりの方はみな「国労鉄建公団訴訟原告団（6 名）を支える長崎の会 = 会費は月 600 円」に是非ご加入ください。そのこともふくめて、祝杯。乾杯。

最後に閑話休題的に。勝利という漢字の語源は、「力比べに耐えて、相手の上に立つ」とあります。勝という字は月 = 身体、という意味と、券 = 疲れるという意味です。勝つということは身体が疲れる。または「耐える」というのが語源です。原告団のみなさま。「文字通り」大変お疲れ様でした。ひと時の休息を長崎で味わってください。本当にご苦労様でした。

2007/3/26 4・28 長崎の会・代表、中島義雄（団結と握手）